



最近、子供たちも自分のスマホを持ち、メールや調べ物、ゲームなどを利用することが多くなりました。一方で、不適切なサイトなどにアクセスし、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースも絶えません。そこで、トラブル防止のために、保護者が行うべき3つのポイントを紹介します。

~.....*~*

▼△ ネットの危険から子供たちを守ろう △▼

~.....*~*

自分のスマホを持つ子供の割合は年々増加しています。内閣府が行った「令和2年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」によれば専用のスマホを利用している割合は、小学生で41.0%、中学生で84.3%、高校生では99.1%に達しています。

こうした中で、保護者の皆さまは、自分の子供がどのようにスマホ等を利用しているか、きちんと把握していますか。まず利用内容は、先ほどの調査によれば、高校生では、「コミュニケーション」「動画視聴」「音楽視聴」が、中学生では、「コミュニケーション」「動画視聴」「音楽視聴」が、小学生では、「動画視聴」「ゲーム」がそれぞれ上位を占めています。

また、1日のネット平均利用時間は約3時間25分で、1日3時間以上利用する子供の割合は約5割となっています。スマホでのネット利用は、家庭以外の場所でも行われるため、保護者の目が届きにくいのが現状です。

そのため、子供がインターネット上でトラブルに遭遇したり、問題行動があったりした場合でも、保護者が把握できていない場合が少なくありません。

ネット上の世界には、子供たちにとって役立つ情報がたくさんある一方で、悪影響を及ぼすような不適切な情報が数多く存在します。また、メールやインターネット掲示板、SNSなどのコミュニティサイトについても、利用方法を誤ると、自分が気付かないうちに見知らぬ人に個人情報を知られてしまうなど、様々なトラブルが生じる危険があります。

子供たちが安全に安心してインターネットを利用するために、保護者がその特徴や、様々なリスクについて理解しながら、子供を見守ることが重要です。

●ポイント1

『ペアレンタルコントロールを活用する』ペアレンタルコントロールとは、子供のスマホ等の使用状況を保護者が把握したり、安全管理を行ったりする仕組みで、アプリ開発事業者等からサービスが提供されています。例えば、子供がスマホ等でゲームをプレイする場合、保護者のスマホで、子供の日々のプレイ状況を確認したり、プレイする時間や時間帯の調整、課金の制限等を行ったりすることができます。子供の使用状況に応じて上手に活用しましょう。

●ポイント2

『フィルタリングを賢く利用する』不適切な情報へのアクセスを制限する「フィルタリング」を活用しましょう。うっかり、あるいは故意に危険なサイトにアクセスしないようにコントロールしてくれる便利な機能です。それによって、出会い系サイトやアダルトサイト、暴力的な表現のあるサイトなどを、子供が閲覧できないようにします。

◎子供のスマートフォン利用に関するトラブルの例

◆書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめSNSなどで人の悪口を書き込むなど、インターネット上での人権侵害やいじめが発生し、被害に遭った子供が不登校となるなどの事例も発生しています。

- ◆ SNSなどに載せた個人情報の流出 SNSなどに安易に個人情報を記載したために、写真や名前、メールアドレスが知らないところで勝手に使われ、嫌がらせを受ける被害が発生しています。
- ◆ SNSを通じて知り合った人からの誘い出しによる性的被害最近は、出会い系サイトではなく、SNSやゲームサイトなどで知り合った人からの誘い出しを受けて、子供が性的被害を受けるケースが増えています。令和2年にSNSに起因する犯罪被害にあった子供の数は1,819人に上っています。
- ◆ 無料ゲームサイトでの意図しない有料サービスの利用「無料」とうたっているオンラインゲームで遊んでいる間に、アイテムが有料であることに気付かず購入してしまったため、高額の料金を請求されてしまうトラブルが、子供の間で多く発生しています。

●ポイント3

『家庭のルールを一緒に作り、成長とともに少しずつ見直す』実社会でやってはいけないことは、ネット上でもやってはいけません。子供がスマホ等で上手にネットを活用できるようにするために、家庭のルールを作りましょう。ルールづくりは保護者の一方的に押し付けではなく、子供と一緒に、利用目的や利用場所・時間帯を話し合っ規則を決めることが大事です。また、そのルールは、成長とともに少しずつ見直していくことが必要です。

スマホ等の利用状況については、子供と折に触れて話し合い、問題がないか確認してください。万が一、トラブルが生じたときには、子供が一人で抱え込まず、すぐに保護者に相談するよう、普段から子供と話しておきましょう。

◎家庭のルールの具体例

- ・名前や顔写真、学校名などは書き込まない
- ・友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない
- ・利用する場所や時間を決める
- ・パスワードは親が管理する
- ・トラブルの時はすぐに保護者に相談する

以上



□お知らせ MEMO

～後期高齢者の医療費の窓口負担割合の見直し

今年10月から、後期高齢者医療に加入されていて一定以上の所得がある人の医療費の窓口負担の割合が1割から2割に変更となります。75歳以上、いわゆる後期高齢者の医療費は年々増え続け今後もさらなる増大が見込まれています。こうしたことから制度の見直しが行われました。

見直しのポイントは

1. 窓口負担割合の変更
2. 2割負担への配慮措置

の2つです。

1. 窓口負担割合の変更

9月までは、後期高齢者医療で一般所得の人は1割負担、現役世代と同程度の収入がある人は3割負担となっていたところ、10月から一定以上の所得※のある人は窓口負担が1割だったものが2割となります。

※課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上の人対象者は後期高齢者医療に加入している人全体の約2割になります。自分の負担割合がどの区分に該当するかは、手元に届く被保険者証に記載されているのでそちらを確認してください。

2. 2割負担への配慮措置

負担割合が2割になる人へ配慮措置があります。具体的には、2025年9月30日までの間は外来で支払う負担増加分が1か月最大3千円までに抑えられます（入院の医療費は対象外です）。

例えば、1か月の外来医療費全体が5万円の場合、通常1割負担のときは窓口負担が5千円であるのに対し、2割負担では1万円となります。これに対し、配慮措置があることで負担増加分が最大3千円までとなり、差額の2千円が後日自動的に払い戻されることとなります。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくて良い取扱いです。

なお、払い戻しの際に必要な口座登録をされていない人には、申請書類が事前に郵送されます。郵送せずに電話や訪問で口座登録を依頼されることはありませんので、還付を装った詐欺には充分ご注意ください。

問い合わせ先は市区町村「後期高齢者医療担当窓口」、都道府県「後期高齢者医療広域連合」となっております。

以上